

【5】 螺髻梵志の特性

[0] 以上の原始仏教聖典および後期の原始仏教聖典の‘jaṭila’「螺髻梵志」資料をもとにして、彼らがどのような宗教者で、どのような姿形をし、衣食住においてどのような生活をし、どのような修行をして、どのような持ち物を持っていたのかといったことを調査してみたい。まず螺髻梵志の有すると思われる大きな特性から始めたい。

[1] 螺髻梵志は主にバラモン階級出身の修行者を指すようである。以下にそう判断される材料を掲げる。

[1-1] 螺髻梵志のパーリ語の原語は‘jaṭila’ ‘jaṭā’であって、ここには種姓を表す意味は含まれない。しかし『四分律』は「螺髻梵志」と翻訳する。『僧祇律』の「螺髻梵志」の原語も‘jaṭila’ ‘jaṭā’であったはずである。『十誦律』は「結髮梵志」とするが、これも同様であろう。「梵志」は‘brāhmaṇa’の漢訳語であるから、「髪を螺髻にしたバラモン」「髪を結髮にしたバラモン」という意味となる。『五分律』も‘jaṭila’に相当するものを「梵志」とするから、したがってこれらの漢訳者は‘jaṭila’はバラモン階級出身の修行者であるという認識を有していたことになる。

[1-2] 三迦葉がバラモン階級の出であったことはすでに述べた。

[1-3] 原始聖典で、螺髻者がバラモン階級出身のものであったことを示す資料は〈6〉のSN.004-021、〈11〉の『雑阿含』1099、〈16〉の*Dhammapada* vs.393~394および〈24〉の*Suttanipāta* v.1010である。これらにおいてははっきりとバラモンの‘jaṭila’であることが明記されている。

〈21〉の*Suttanipāta* v.249はバラモンの家系に生まれた者(brahmabandhu)であるカッサパに対して述べられたものである。しかしここには螺髻とともに禿頭も含まれている。

【6】の[3]に述べるように鹿皮の衣を着ることも螺髻梵志の特徴であるが、ここには「裸行」も含まれている。これによるかぎりバラモンの修行者は「螺髻」や「鹿皮の衣を着る者」ばかりではなく、「禿頭」も「裸行」の者もいたことになる。

[1-4] 次は*Apadāna*、*Buddhavaṃsa*、*Jātaka*など後期聖典に登場する螺髻梵志の種姓を調査したものである。ここでは番号ではなく経名で紹介する。

バラモン

Apadāna 003-001-001 (p.019)

Buddhavaṃsa 02 ‘Dīpaṅkarabuddhavaṃsa’ (p.006)

Cullaniddesa (p.032)

Jātaka ‘Nidānakathā’ (vol. I p.015)

Jātaka 066 ‘Mudulakkhaṇa-j.’ (vol. I p.304)

Jātaka 162 ‘Santhava-j.’ (vol. II p.043)

Jātaka 251 ‘Saṃkappa-j.’ (vol. II p.272)

Jātaka 377 ‘Setaketu-j.’ (vol. III p.232)

Jātaka 433 ‘Lomasakassapa-j.’ (vol. III p.514) * 司祭官とする

Jātaka 438 ‘Tittira-j.’ (vol. III p.537)

Jātaka 487 ‘Uddālaka-j.’ (vol.IV p.297)

Jātaka 490 ‘Pañcūposatha-j.’ (vol.IV p.325)

Jātaka 522 ‘Sarabhaṅga-j.’ (vol.V p.125)

Jātaka 526 ‘Naḷinikā-j.’ (vol.V p.193)

Jātaka 532 ‘Sona-Nanda-j.’ (vol.V p.312)

Jātaka 544 ‘Mahānāradakassapa-j.’ (vol.VI p.242) * 大梵天とする

偽の螺髻梵志 (kūṭajaṭila)

Jātaka 089 ‘Kuhaka-j.’ (vol. I p.375)

Jātaka 138 ‘Godha-j.’ (vol. I p.480)

Jātaka 344 ‘Ambacora-j.’ (vol.III p.137)

Jātaka 487 ‘Uddālaka-j.’ (vol.IV p.297)

Jātaka 492 ‘Tacchasūkara-j.’ (vol.IV p.346)

クシャトリヤ

Jātaka 538 ‘Mūgapakkha-j.’ (vol.VI p.021) * 王子とする

Jātaka 547 ‘Vessantara-j.’ (vol.VI p.528)

居士 (gahapati) の子孫

Jātaka 535 ‘Sudhābhojana-j.’ (vol.V p.407)

獵師

Jātaka 540 ‘Sāma-j.’ (vol.VI p.073)

龍と人間の間の子

Jātaka 543 ‘Bhūridatta-j.’ (vol.VI p.194)

不明

Apadāna 003-003-021 (p.067)

Apadāna 003-034-336 (p.273)

Apadāna 003-040-389 (p.316)

Apadāna 003-041-402 (p.345)

Apadāna 003-041-407 (p.362)

Apadāna 003-042-409 (p.367)

Apadāna 003-043-424 (p.384)

Apadāna 003-049-479 (p.419)

Apadāna 003-049-484 (p.426)

Apadāna 003-050-495 (p.437)

Buddhavaṃsa 10 ‘Nāradabuddhavaṃsa’ (p.047)

Buddhavaṃsa 15 ‘Attadassibuddhavaṃsa’ (p.062)

Buddhavaṃsa 17 ‘Siddhatthabuddhavaṃsa’ (p.068)

Jātaka 081 ‘Surāpāna-j.’ (vol. I p.360)

Jātaka 162 ‘Santhava-j.’ (vol. II p.043)

Jātaka 325 ‘Godha-j.’ (vol. III p.085)

Jātaka 469 ‘Mahākaṇha-j.’ (vol. IV p.184)

Jātaka 497 ‘*Mātanga-j.*’ (vol.IV p.387)

以上のように不明を除けばバラモンがもっとも多い。また「偽の螺髻梵志」も種姓を明示していないのであるから不明としたほうがよいかも知れない。しかしバラモンのほかに「クシャトリヤ」「居士の子孫」「獵師」とするものもあり、螺髻梵志はバラモンでなければならぬということでもないことが知られる。

[1-5] 上記の直接的な証拠のほかに、後に紹介する彼らの生活様式や修行形態などから見ると、螺髻梵志は主にバラモン階級に属する修行者を指しているように思われる。

またこれは【13】において詳述することであるが、特に後期聖典に記されている螺髻梵志の生活や修行形態は『マヌ法典』『ヤージュニャヴァルキヤ法典』などの「法典」に規定される第3のアーシュラマである「林住者」の修行や生活形態にピタリと重なる。「法典」は主にバラモン階級に属する者を対象として規定されたものであるから、林住者に重なる螺髻梵志が主にバラモン階級の出身者であったことは十分に推測され得る。しかしまた「法典」がシュードラを除く他の2つの再生族の者を排除しているわけではないことを考えると、後期聖典が「クシャトリヤ」「居士の子孫」「獵師」の螺髻梵志に触れることがあっても、不自然ではないということにもなる。

このように、螺髻にした修行者は螺髻「梵志」と呼ばれるように主にバラモンの修行者であったが、しかし特殊ケースとして、クシャトリヤやヴァイシャなどの他の階級出身の修行者も螺髻 (*jaṭila*, *jaṭā*) にしていた場合もあったといえることができる。

[1-6] なおバラモンの修行者が全て螺髻にしていたかといえば、必ずしもそうではない。仏教の比丘でなくとも禿頭の場合もあったようであり、これは後に述べるように「法典」からも証明される。しかし一般的には原始仏教聖典や後期聖典における‘*muṇḍa*’が「バラモン」を指すことはまずないと言ってよいであろう。ほぼ全ての用法は‘*muṇḍa*’は仏教の比丘を指し、しかも好意的な用法ではないと言って差し支えないであろう⁽¹⁾。

- (1) このような‘*muṇḍa*’の用法は、*DN.003 ‘Ambaṭṭha-sutta’* (vol. I p.90, p.103)、*MN.050 ‘Māratajjaniya-sutta’* (vol. I p.334)、*SN.007-001* (vol. I p.160)、*SN.007-009* (vol. I p.167)、*SN.007-013* (vol. I p.175)、*SN.007-022* (vol. I p.184)、*SN.035-203* (vol.IV p.190)、*SN.035-203* (vol.VI p.190)、*SN.045-160* (vol.V p.053)、*Jātaka* (vol.IV p.184)、*Jātaka* (vol.V p.082)、*Jātaka* (vol.V p.251)、*Jātaka* (vol.VI p.051)に見られる。

[2] 彼らは「出家者」という概念の中に含まれる修行者であったものと考えられる。

[2-1] 三迦葉は釈尊のもとでも「出家」して善来戒によって具足戒を得たが、それ以前にも「出家者」という認識が持たれていたことはすでに述べた。したがって釈尊のもとでの出家は「再出家」ということになる。

[2-2] 原始聖典資料の〈10〉に紹介した『雑阿含』1074には「縈髮出家」という用語が見られる。

[2-3] 後期聖典には螺髻梵志として、ないしは仙人として出家したとするものが多く見られる。‘*pabbajati*’が使われた用例には、〈1〉〈17〉〈19〉〈21〉〈30〉〈31〉〈34〉〈38〉〈39〉〈40〉〈41〉〈42〉〈43〉〈45〉〈46〉がある。

[2-4] ‘*nikkhamati*’が用いられる用例もあり、それは〈35〉である。〈27〉には

‘pariccajati’ が用いられている。〈26〉は「家族生活に意味を見いださず (na me gharāvāsena attho)」とする。

[2-5] 後に述べる螺髻梵志の衣食住における生活形態を見ると、彼らが在家者であったとは考えられない。アーシュラマの草庵に住み、露地に寝、落ちた果実のみを食い、苦行を修し、仙人と呼ばれるような生活が在家であったはずはないであろう。

[2-6] ただし【7】の [5-5] から [5-7] に述べるように、両親や兄弟と一緒に生活したという場合や夫婦の場合もあったようであるから、仏教の出家とは形態が違っていただろう。螺髻梵志であった三迦葉が、釈尊のもとで「再出家」する意味はここにあったのかも知れない。

[2-7] 原始仏教聖典には「律蔵」の処々にケーニヤ (Keniya または Keṇiya) が登場する。ケーニヤはパーリでは ‘Keniya jaṭila’ と表され⁽¹⁾、『四分律』では「翅鬘編髮婆羅門」⁽²⁾、『五分律』では「鬪那編髮外道」⁽³⁾、『十誦律』では「有仙人字雞泥耶」「鷄尼耶結髮梵志」「結髮鷄尼耶梵志」⁽⁴⁾、『僧祇律』では「鷄尼耶螺髻梵志」⁽⁵⁾と称されている。したがって明らかに「螺髻梵志」であるが、しかし果たして出家者であるかという疑問が残る。

例えば原始聖典の〈14〉『増一阿含』、〈22〉 *Suttanipāta*、〈26〉 *Vinaya*、〈31〉『四分律』、〈34〉『五分律』、〈35〉『十誦律』資料や、後期聖典の〈4〉 *Apadāna* 資料は螺髻梵志ケーニヤが登場する経であるが、この内容を総合すると以下のようなものになる。

- ①ケーニヤは世尊が町に来られたことを知って、昔のバラモンの仙人たちは昼以降は食事をしないけれども飲み物を飲んだと考えて、多くの飲み物をもって訪れた。世尊はこれを受けることを許された。
- ②ケーニヤは翌朝の食事を招待した。世尊は比丘は 1250 人（あるいは 500 人）という大人数だし、あなたはバラモンを信奉しているからと固辞されたが、たつての願いを受けられた。
- ③自分のアーシュラマに帰ったケーニヤは他の螺髻梵志たちと一緒に食事の準備をした。
- ④これを見たケーニヤが信奉していたセーラ・バラモンは「嫁取りがあるのか、嫁入りがあるのか、大きな祭祀を行うのか、ピンピサーラ王を軍隊とともに招待したのか」と質問した。
- ⑤三十二相を備えた仏を招待したことを聞いたセーラ・バラモンは世尊に会いに行き、法を聞いて出家し、具足戒を得た。
- ⑥食事の後世尊はケーニヤに「火を祀るのは供犠の最高であり、……サンガは供養する人々の最高である」と説法した。

これらはケーニヤが在家者であったことを推測せしめる。1250 人は大げさであるが、大人数の飲料や食事を供することは出家者には難しいと思われるし、嫁入りにしても嫁取りにしても、いずれにしても「家」にいる者の行うべきことである。そして〈14〉はケーニヤが「優婆塞になった」とし、〈14〉と〈31〉は「家」に還り、〈22〉は友人・知人・近親・親族に知らせて食事の準備をしたとしている。また「バラモンたちを信奉していた」とするなら、彼自身は修行者ではなかったであろう。

しかし若干の疑問もないではない。〈14〉と〈31〉は「家」に帰ったとするのであるが、

〈22〉と〈26〉のパーリ資料は「アーシュラマ」としており、「家」はアーシュラマを意味するものとも考えられる。「アーシュラマ」は【7】の[1]および[3]において考察するように在家者の住むところには使われない。また後期聖典とはいえアバダーナが「螺髻して荷物を担うケーニヤという苦行者 (jaṭābhābhārabharitaṃ Keniyaṃ nāma tāpasam) が供物を準備しているのを見て (paṭiyattāhutaṃ disvā) 」というように、ケーニヤを「苦行者」とするのも引っ掛かる。また嫁取り、嫁入りを行うのは在家者であろうが、「大供犠 (mahāyajña) 」は修行者であったウルヴェーラ・カッサパも行っている。しかもケーニヤの信奉を受けていたセーラ・バラモンさえも「出家して具足戒を得た」とされることも不思議である。

前項に述べたように、また後にも考察するように、螺髻梵志の出家は仏教の出家のように「家」というものと絶縁するのではなく、ある場合には家族もろとも、あるいは夫婦で出家することも可能であり、しかももとの住居の近くの阿蘭若 (arañña, 林野) にアーシュラマを構えて、友人・知人・近親・親族との関係を継続するというケースもありえたのかも知れない。

また【13】の[4]で検討するように「法典」においては、螺髻は四住期でいえば「学生期」と「林住期」に特徴的な髪形で「家住期」ではなされない。もしなされるとすればそれは罪を犯したときの贖罪としてである。ケーニヤが罪を犯して贖罪していたとは考えられないし、彼が「学生期」にあるはずはないから、したがってケーニヤが「螺髻」にしていたとすれば、林住期にある者であって出家と考えることを支持する。本論文では一応このような考え方のもとで「出家」という前提で、論を進めることとしたい。

- (1) 'Suttanipāta' 003-007 (p.102)、Vinaya「菜蕪度」(vol. I p.245)
- (2) 『四分律』(大正 22 p.873 上)
- (3) 『五分律』(大正 22 p.151 中)
- (4) 『十誦律』「医藥法」(大正 23 p.190 下)、『十誦律』(大正 23 p.193 上)、『十誦律』「衣法」(大正 23 p.201 上)、『十誦律』「比丘誦」(大正 23 p.413 中)、『十誦律』(大正 23 p.462 上)
- (5) 『僧祇律』(大正 22 p.463 中)、『僧祇律』(大正 22 p.464 上)

[3] 螺髻梵志は「仙人 (isi) 」とも呼ばれている。これも彼らの修行形態や、生活形態を表す大きな標識と解してよいであろう。

[3-1] 三迦葉が「仙人」とも呼ばれていることはすでに述べた。

[3-2] 原始聖典では〈23〉に「螺髻である仙人 (jaṭi isi) 」という用語が見いだされる。

[3-3] 後期聖典では、資料〈1〉〈5〉〈6〉〈14〉〈19〉〈21〉〈31〉〈35〉〈38〉〈39〉〈43〉〈45〉〈46〉において螺髻梵志が「仙人」と呼ばれている。

[3-4] ただし仙人と呼ばれるのは螺髻梵志だけではなく、アージーヴィカ (邪命外道) もニガンタ (ジャイナ教徒) もそうであったことが後期聖典の〈17〉から知られる。「仙人」はおそらく苦行的な修行を行う宗教者をさす普通名詞であったのであろう。しかし【14】の[3]で述べるように、少なくとも仏教聖典においては仏教の比丘が「仙人」と呼ばれる例はない。

[3-5] 以上のように、螺髻梵志はニガンタ、アージーヴィカの修行者ととも「仙人」

とも呼ばれている。しかし見いだされる用例は後期聖典に多く原始聖典には少ない。原始仏教聖典では「仙人」は螺髻梵志一般を指すのではなく、先に述べたケーニヤが世尊の飲み物を供養したときに使われたように「古昔の仙人」とされることが多い。いわば「仙人」は多くは伝説的な聖者を指すのであって、修行者一般を指すのではないということである。【13】の〔3〕で調査したように、「法典」の「仙人」の用法も同じである。後期聖典で螺髻梵志一般が「仙人」と呼ばれるような印象を与えるのは、*Jātaka*、*Buddhavaṃsa*、*Apadāna* という文献自体が過去世の物語を語るものであるからかも知れない。